

## 令和5年神奈川県議会第3回定例会 共生社会推進特別委員会

令和5年10月3日

### ○小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願いします。

私からは、資料記載の高齢者支援・認知症施策・ケアラーへの支援の推進について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、ケアラー支援についてです。

ケアラー支援については、公的な介護、福祉に関するサービスの充実が図られること、そして、それが当事者によって効果的に利用されるということが、私は最大の支援になるというふうに考えております。しかしながら、ケアラー・ヤングケアラーの方々は、今日も議論ありましたけれども、なかなか見つけにくかったり、あるいは自ら声を上げにくかったりするという、そうした特性があるんじゃないかなというふうに思っています。

特に、外国籍県民でありますとか、知的障害者など、情報が伝わりにくい人々に対しては、特段の配慮が必要であるというふうに考えています。そこはどのように行っていくのか、まずお伺いしたいと思います。

### ○高齢福祉課長

外国籍の方、知的障害者の方、確かに両方伝わりづらいというところがございます。確かに、情報弱者ということだと思いますけれども、例えば外国籍の方に対するケアラー含めた介護保険制度についての情報提供は、市町村でも様々な取組を行っておりまして、横浜市では、多言語による介護保険に関するパンフレットなんかも作成しております、また、ケアラーについても適宜、相談を外国語パンフレットの中で紹介されていると承知しております。また、県でも多言語支援センターかながわにおいて、介護など生活に関する様々な相談に、11言語で対応するなどしております。

また、知的障害の方につきましては、相談支援専門員や市町村の担当者が生活状況等を伺う中で、必要な支援や手続を丁寧に説明しているところと承知しております。

また、外国籍につきましては、外国にルーツを持つヤングケアラーが、親の通訳のため学校に行けないといったケースに対応するため、今年度からヤングケアラーへの通訳派遣事業を開始しておりますが、ヤングケアラーを支える支援者の誰かが彼らをキャッチ、ネットワークにつなげば、こうした支援にたどりやすくなるというふうに考えております。

### ○小野寺慎一郎委員

まず、当事者の方々が、自分たちがそういうサービスの対象であるということをしっかりと御理解いただくために、またさらに努力をしていただければというふうに思っております。

また、ヤングケアラーについては、本日の委員会でも様々な発言がなされたわけですけれども、せっかく今、インターネット中継もなされているので、より多くの県民の皆さんに、ヤングケアラーに対する認識を持っていただくためにも、基本的なことでありますが、ヤングケアラーというのはどのような子供

を指しているのか、また、どれぐらい存在をしているのか、その辺りを確認させてください。

○子ども家庭課長

ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義はございませんが、家族のケアのために、年齢や成長に見合わない重い責任や負担を引き受けている18歳未満のお子さんを指すものと考えております。こうしたお子さんたちは、大人に代わって日常的なケアを担い、学校へ行けないですとか、自分の時間がない、あるいは希望の進路に進めないなどの状況に置かれています。

国の調査結果では、中学校2年生は約17人に1人、また、全日制の高校2年生では約24人に1

人いるとされておりまして、学校のクラスで、1人から2人はいるというふうに言われております。

○小野寺慎一郎委員

以前、厚労省と文科省とでヤングケアラーについての調査を行って、その結果が公表された折に、国会議員のプロジェクトチームから、家族の中に中高生がいることを理由に、様々な介護や福祉に係るサービスの利用が抑制されることがないように、まず子供を介護力とすることを前提としないということを徹底すべきだという趣旨の意見が付されていたというふうに記憶しているんですけれども、これを行政に徹底させないといけないと思うんですね。それ、どのような啓発を今、行っているのか、お伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課長

令和3年5月に出された国のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの取りまとめで、「子どもを「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用については十分配意するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知を行う」との方針が出されました。

これを受けまして、障害福祉サービスについては令和3年7月12日付で、介護保険については令和4年9月20日付で、厚生労働省から都道府県、市町村宛に事務連絡が発出しております。これらの事務連絡は、市町村の所管課にも厚生労働省から直接送付されているのですが、市町村担当者を対象とした研修会や、ケアラー支援専門員が行う関係機関向けの研修会などの機会を捉えまして、改めて周知してまいります。

○小野寺慎一郎委員

これが、どこまで周知され、どこまで徹底されているのか、しっかりとチェックと言うとちょっと上から目線になりますが、そこをしっかり見守っていただければというふうに思っております。

さらに、その際に、その際というのは、先ほど申し上げた国が調査結果を公表した際に、幼いきょうだいを世話する子供たちには、家事や子育て支援のサービスを検討するということも言っていたのですが、今どのように実行されているのか、県として状況を把握していればお伺いしたいと思います。

○次世代育成課長

ヤングケアラーがいる家庭に対して、県は、子育て世帯訪問支援臨時特例事

業という事業により支援を行っています。具体的には、ヤングケアラーの家庭に食事の準備ですとか洗濯、掃除などの家事支援を行う市町村に対して、国庫補助を活用して県が補助するといった事業になっています。

県内の実施状況ですが、令和4年度は1市のみということで、今年度、令和5年度は3市が実施しているという状況になっています。現在は、実施している市町村が少ないといった状況になっておりますが、児童福祉法が昨年、令和4年に改正されまして、来年4月から、この子育て世帯、ヤングケアラーを支援する事業が児童福祉法上に、法的に位置づけられるということになりますので、来年度以降は、実施する市町村が増えていくものというふうに考えています。

#### ○小野寺慎一郎委員

さらに広がりを持って、より多くの市町村が活用していくということを期待していますし、そこを県もしっかりと見ていただきたいと思います。

冒頭でも申し上げたんですけれども、最大のケアラー支援というのは、公的な介護サービスを必要としている人たちの間にまで行き渡させることだというふうに考えております。そのために、今後とも市町村や関係団体としっかりと連携して、県の責務を果たしていっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

続いて、高齢者支援についてお伺いするんですが、特別養護老人ホームなど、老人介護施設の整備はかなり進んできているというふうに承知しているんですが、入所待ち状況については、市町村によってかなり差があるというふうに考えてもいます。県として状況を把握していれば、お伺いをしたいと思います。

#### ○高齢福祉課長

県では、特別養護老人ホームの待機者数を毎年度調査しております。令和5年4月1日現在の待機者数は、県全域で1万2,052人となっております。圏域別で見ますと、最も多い横浜圏域の待機者数が3,226人、最も少ない県西圏域では527人となっています。待機者数は平成23年度をピークに、それ以後、おおむね通減、漸減しているところでございます。

#### ○小野寺慎一郎委員

ちょっと話題を変えて、介護施設においては、どこも人材確保で苦労をしているというふうに思います。先日もある施設では、採用活動の一環として、インドネシアまで院長が出かけていました。

介護人材不足に悩む多くの事業所では、人材派遣会社を利用して、労働力の確保を図っているというふうに承知しているんですが、大変高額な人材紹介料を払うというふうにも聞いています。その実態、相場ですよね、それについて把握している範囲でお伺いをしたいと思います。

#### ○地域福祉課長

人材確保に当たりましては、職業紹介事業所による人材の紹介と人材派遣会社による人材の派遣の2通りがございます。

まず、職業紹介事業所に紹介してもらう場合ですが、令和3年度の厚生労働省の調査によりますと、有料職業紹介事業者に支払った介護職員の採用1件当たりの手数料の平均額は42万円となっております。次に、人材派遣会社に労働

者を派遣してもらう場合ですが、介護分野の派遣労働者の1日8時間当たりの派遣料金の平均額は1万5,240円となっております。

○小野寺慎一郎委員

紹介された場合の手数料というのは、今42万円というお答えを頂きましたけれども、この5年間で約2倍となっている。年収の約3割程度がその手数料としてされるというか、支払わなければいけないということですね。

さらには、紹介業者が、就労した際に、求職者に対してお祝い金を出すことによって、頻繁な転職を促して手数料を稼ぐといった悪質な事例が後を絶たないということで、介護職の約4割が6か月以内に離職しちゃうというような、そんなデータもあるみたいです。

さすがに厚労省も医療・介護・保育の3分野で、人材紹介会社の規制を強化するということになったようですね。例えば、6か月以内に離職した場合の手数料を返還するとか、そういうようなようやく手を打ってきてているというふうに思うんですが、施設側が、ハローワークなどの公的な就労支援サービスとか、あるいは既存の求人情報誌など、そういったものに頼らない理由というのはどこにあると考えていますか。

○地域福祉課長

公的就労サービスや求人情報サービスが使われない理由ですけれども、厚生労働省が令和元年度に実施したアンケートによりますと、公的機関などを利用しない理由としては、事業所では、なかなか求職者を紹介してもらえない、採用に時間がかかるといった項目が上位にありました。また、同じアンケートで、就職者側が民間の職業紹介を利用する理由として、スマホなどで手軽に登録できるが圧倒的に高い状況となっております。

○小野寺慎一郎委員

ハローワークよりも全然、人材紹介会社のほうが素早く対応してくれるんだという話は聞いたことがあるんです。

それで、今後、老人介護施設の人材確保に向けて、県としてどのように取り組んでいくこうとしているのかをお聞かせください。

○地域福祉課長

介護分野における人材確保につきましては、依然として人手不足の状況が続いているおりまして、介護事業者が有料職業紹介を多く利用している状況がありますけれども、有料職業紹介事業所に支払う紹介手数料の負担感の強さや、紹介されても早期に退職してしまうなどの課題が指摘されているところです。

そのため、無料職業紹介の機能強化を図ることが重要ですけれども、ハローワークや労働局では、人材が定着しない理由を踏まえた求人事業者への支援強化や周知を関係機関との連携の下、実施するとしています。県でも、かながわ福祉人材センターを設置して、キャリア支援専門員による就労相談や就職相談会、ハローワークへの出張相談などを行っています。

したがいまして、今後、人材センターを運営する神奈川県社会福祉協議会とも協力しながら、ハローワークや労働局との連携を進めるほか、待遇改善や職場環境の改善など、介護分野の人材確保に向けて総合的に取り組んでまいります。

## ○小野寺慎一郎委員

老人介護施設においては、提供するサービスの多くが公定価格で動いているということで、人材のコスト、人事のコストを価格転嫁しづらい、こうした業種であるということですね。多額の紹介料によって採用時の経費がかさめばかさむほど、その分、従業員の処遇改善が後回しになって、さらに離職が進むことになると。

かながわ保育士・保育所支援センターの実情などを見ると、やっぱり、なかなか公的な就労あっせんというのが曲がり角に来ている感もあるんですけども、ただ、人材確保に向けた施設側の負担を今、御答弁いただきましたけれども、少しでも軽くするために、県としてぜひ知恵を絞っていただきたいとお願いをしておきます。

続いて、認知症支援について伺います。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立、施行によって、これから認知症施策がどのように変わっていくのか。これまでの国の大綱でありますとか、新オレンジプランとの違いはどこにあるのか、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

## ○高齢福祉課長

国では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月に、認知症施策推進総合戦略、通称、新オレンジプランを策定いたしました。その後、令和元年6月に、新オレンジプランを拡充する内容となった認知症施策推進大綱を策定し、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくこととされました。

そして、本年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが明確に目的にされました。

これまでの大綱で定められた方向性は、大きく変わることはないと考えていますが、基本理念として、認知症の人の基本的人権や、国民の認知症の人に関する正しい理解についても盛り込まれるなど、法律面にもありますとおり、共生社会の実現を大きく打ち出したものとなっております。今後、国が策定する基本計画にどういったことが反映されていくか、注視してまいりたいと考えております。

## ○小野寺慎一郎委員

これまでの大綱、新オレンジプラン、国や自治体の施策というものが中心になっていたんですけども、今おっしゃっていただいたように、それに加えて、国民全体で、認知症の人が希望を持って暮らせる、そういう社会をつくっていくという、まさに共生の観点が加えられたんだなというふうに思います。よく理解をいたしました、ありがとうございます。

認知症の人は当然、認知機能がどんどん低下をしていく。それとともに、先ほどもB P S Dという言葉がありましたけれども、体の状態だとか生活の環境

の変化だとかが要因となって、一見不可解な行動だとか心理症状が表れていること、それをB P S Dということですけれども、認知症の人の思いですとか苦痛を、周りがうまくキャッチできないときに表われることが多いんだというふうに聞きました。当事者からも、実はこれ、大事なサインであるんだと。まず、B P S Dにはどういう症状があるのか、確認をさせてください。

○高齢福祉課長

認知症の症状は大きく二つに大別されます。一つは、記憶障害や、時間や場所が分からなくなる見当識障害、言葉が出なかったり、文字が書けなくなる言語障害など、中核症状と呼ばれる状況でございます。もう一つが、中核症状により引き起こされる行動心理症状、これをB P S Dと呼んでおります。

B P S Dの主な症状としましては、不安、抑鬱、妄想、幻覚、誤認などで、認知症が進行していくとトイレや食事、着替えや入浴が困難になり、さらには寝たきりになってしまったり、意思疎通も難しくなることもございます。B P S Dの発症要因の分析や、本人の自尊心を傷つけないようなアクセス面と対応が重要になってきます。

○小野寺慎一郎委員

B P S Dは、恐らく、認知症の人の在宅生活の継続を困難にする大きな要因であると思っています。認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、この対策が絶対に必要なんだなというふうに思っています。

また、専門のお医者様によると、B P S Dというのを、先ほど私もちよつと申し上げましたけれども、認知症の人から投げられたS O S サインだというふうに捉えれば、決して不可解な問題行動ではないんだというふうにもおっしゃっていました。周囲が、本人の満たされない思いだとか、願いだとか、それをしっかりと理解して適切に対応できれば、穏やかに生活することは十分に可能なんだという、そういうお話を伺いました。

東京都では、東京都医学総合研究所がスウェーデンのケアプログラムを基に、B P S Dケアプログラムというものを開発して、チームで適切なケアを提供する取組を進めているというふうに伺っています。本県における取組があれば、お聞きをしたいと思います。

○高齢福祉課長

東京都の開発した日本版B P S Dケアプログラムは、介護保険事業者や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、B P S Dの症状を可視化するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものでございます。

本県においても、介護保険施設の職員を対象とした研修を実施し、認知症ケアに携わる人材の育成を進めています。研修では、職員の経験年数や職位等に応じて、B P S Dについての理解を深める講義や事例の共有のほか、発生要因とケアの検討など、B P S Dにチームで対応するための知識、技術を習得する内容となっています。あわせて、利用者の症状等も含めた介護情報をスタッフ間で共有するためのI C Tの導入などを支援することで、認知症ケアの質の向上を図っております。

○小野寺慎一郎委員

本県でも、しっかりと進めていらっしゃるということありますけれども、東京都も、このプログラムを東京都だけにとどまらせないで、今さっき、おっしゃっていただいた日本版B P S Dケアプログラムとして、全国に広く普及させていきたいというようなことも以前から言っていましたので、そういう意向があるみたいですので、参考にできるものはいろいろ取り込んでいただいて、本県の認知症施策にしっかりと生かしていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。